

市県民税・森林環境税特別徴収の過徴収について

市県民税・森林環境税の年金特別徴収（令和8年8月分）の事務処理に誤りがあり、過徴収となっていたことが判明しました。誤って徴収した税額を速やかに還付を行い、再発防止に向けて事務処理にかかる手順を再確認するとともに、送付データの管理およびチェック体制を強化して、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1. 概要

本来、令和8年度公的年金等に係る課税額が前年度と比べ減少し、4月・6月分の特別徴収合計額（年金天引き合計額）が課税額を上回る方につきましては、8月分の特別徴収（年金天引き）を停止することとしております。

しかしながら、8月分の特別徴収（年金天引き）について、日本年金機構等の年金保険者へ特別徴収（年金天引き）を停止するためのデータを正しく送信できていなかったことから、引き続き8月分を特別徴収（年金天引き）することとなってしまいました。

2. 対象者数および過徴収金額

対象者数：198名

過徴収金額：1,201,100円

3. 今後の対応について

過徴収の対象の方には、お詫びの文書と還付通知書等を発送し、速やかに還付手続きを行います。

4. 再発防止策

事務処理にかかる手順を再確認するとともに、送付データの管理およびチェック体制を強化してまいります。

----- この件に関するお問い合わせ先 -----

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50
有田市役所市民部 税務課 市民税係
担当：森川、沖並

TEL:0737-83-1111(内線231) FAX:0737-82-2611

Email: zeimu@city.arida.lg.jp

過徴収に対するお詫び

このたび、本市における令和８年度市県民税の年金特別徴収に係る事務処理に誤りがあり、一部の方々から過徴収をしていたことが判明いたしました。

過徴収の対象となられた方々をはじめ、市民の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

市政に対する信頼を損なう事態を招いたことを、厳粛に受け止めております。

つきましては、過徴収となる皆様に個別にご連絡するとともに、迅速に還付金の支払いに向けた対応をとってまいります。

今後は、事務処理における確認体制をより一層強化するとともに、職員への指導を徹底し、再発防止に努め、市民の皆様からの信頼を回復できるよう万全を期してまいります。

令和８年１０月２日

有田市長 玉木久登